

京都大学学術情報メディアセンター利用規程の一部を改正する規程

京都大学学術情報メディアセンター利用規程（平成十四年達示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、学内共同利用の教育用コンピュータシステム（以下「教育用システム」という。）及び学術情報ネットワークシステム（以下「KUIINS」という。）」を削る。

第四条から第七条までの規定中「大型計算機システム利用者」を「利用者」に改める。

第八条から第二十一条までを削る。

第二十二条及び第二十三条第一項中「大型計算機システム利用者、教育用システム利用者及びKUIINS接続者」を「利用者」に改め、

第二十四条中「、教育用システム及びKUIINS」、

「若しくは接続遮断」を削り、同条を第十条とする。

第二十五条を第十一条とする。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。